

第2 行政評価・監視結果

1 アスベスト対策の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) アスベストの特性等</p> <p>アスベスト（石綿）とは、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等の6種類の鉱物の総称であり、安価で、かつ耐熱性、耐摩耗性など様々な優れた性質を有していることから、かつて建材製品等に広く使用されていたが、一方で、その吸引により、10数年から40年程度までの潜伏期間を経て、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害^(注1)を発症する危険性が明らかとなったため、現在は、その製造、輸入、使用等が禁止されている（後述(4)参照）。</p> <p>(注1) アスベストのばく露による健康被害としては、中皮腫、肺がん、石綿肺等がある。このうち、中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍であり、そのほとんどはアスベストのばく露が関係しているとされ、平成18年以降の中皮腫による死亡者数は、毎年1,000人を超えている。</p>	<p>表1-①</p>
<p>(2) 建築物におけるアスベスト含有建材の使用</p> <p>我が国で使用されたアスベストの大半は輸入によるものとされており、昭和40年代から60年代の始め頃までにかけて年間約20万トンから30万トンものアスベストが輸入され、その輸入総量は約1,000万トンに達しており、約9割が建材として使用されたといわれている。</p>	<p>表1-②</p>
<p>使用された建材とは、具体的には、①耐火用や断熱用として鉄骨や壁に直接吹き付けて使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けパーミキュライト（ひる石）、アスベスト含有吹付けパーライトなどの吹付け材、②ボイラーなどの熱を発生する配管等に使用されるアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材、③建築物等の内外装に使用されている成形板（スレート板）等の3種類となっている（①、②、③の順に飛散性（発じん性）の程度が高く、その除去等の作業における配慮の程度が異なるため、一般に、それぞれレベル1、レベル2、レベル3と称され、区別されており、本行政評価・監視においても、この用例に倣った。）。</p> <p>これらのアスベスト含有建材を使用した可能性のある建築物の中には築後40年以上を経過するものもあり、今後、建材の劣化・損傷や建築物の解体の増加が見込まれることから^(注2)、その際に発生するアスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するための対策を実施することが必要である。このような状況を踏まえ、平成25年6月の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）の改正（26年6月施行）によるアスベスト含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付けなど、アスベストの飛散・ばく露防止対策の強化が図られ、さらに、その確実かつ迅速な実施が必要となっている。</p>	<p>表1-③</p>
<p>(注2) 国土交通省の試算によれば、民間建築物の解体数は年々増加を続け、平成40年頃に、平成25年の約2倍となる年間10万棟に達する見込みとなっている。</p>	<p>表1-④</p>

<p>(3) 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露</p> <p>平時での建築物の解体等の際に発生するアスベストの飛散のほか、震災等災害時には、建築物の倒壊等に伴い、アスベストが飛散し、これによる健康被害のおそれも指摘されている。実際、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の損壊により内部に使用されていたアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した事例が報告されている。</p> <p>今後、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な自然災害等の発生のおそれも指摘されていることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止について、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要となっている。</p> <p>(4) アスベストに係る規制の経緯、概要等</p> <p>(アスベスト問題の発生と国の取組)</p> <p>平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、倒壊した建築物の解体等に伴うアスベストの飛散が問題視され、8年の大防法の改正及び9年の大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「大防法施行令」という。）の改正により、大気中へのアスベストの飛散防止の観点から、レベル1のアスベスト含有建材が使用された建築物^(注3)について、解体、改修等の作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）に対する規制が行われた（後述「建築物等の解体等工事に係る規制」参照）。</p> <p>（注3）平成17年の大防法施行令の改正及び18年の大防法の改正により、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用された建築物その他の工作物に規制対象が拡大された。</p> <p>その後、アスベストを材料とする管や建材を製造していた大手機械メーカー工場の従業員や当該工場周辺の住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病の患者が発生し、その結果、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが平成17年6月に公表されたことを端緒として、アスベストによる健康被害が社会問題化した。</p> <p>これを受けて、国は、平成17年7月、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日）及び「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日）を取りまとめ、①既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法^(注4)の制定、②アスベストの製造、新規使用等の早期全面禁止、③建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化、④既存建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態の調査とそのフォローアップなどを行うこととされた。</p> <p>（注4）平成18年に、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）として成立・施行された。</p> <p>(製造、輸入、使用等に係る規制)</p> <p>アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等については、労働安全衛生法（昭</p>	<p>表1-⑤</p> <p>表1-⑥、⑦、⑧</p> <p>表1-⑨</p>
---	---

和47年法律第57号。以下「安衛法」という。) 第55条及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき規制されており、段階的な規制強化を経て、現在は、重量比0.1%超のアスベストを含有する製品の製造、輸入、使用等が禁止されている。

また、建築物についても、建築基準法(昭和25年法律第201号)第28条の2、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の4及び国土交通省告示第1172号(平成18年9月29日)の規定において、建材のうち、吹付けアスベスト及び重量比0.1%超のアスベストを含有する吹付けロックウールを建築物に使用することが禁止されている。

(建築物等の解体等工事に係る規制)

建築物等の解体等工事については、大気中へのアスベストの飛散防止の観点から大防法により、また、アスベスト含有建材の除去等の作業(以下「アスベスト除去等作業」という。)^(注5)に従事する労働者等の健康被害防止の観点から安衛法により、それぞれ規制が行われており、建築物の解体数の増加等を背景として、これらの規制措置の履行確保が重要となっている。

(注5) アスベスト含有建材からのアスベストの飛散を防止するための措置としては、アスベスト含有建材の除去のほか、封じ込め及び囲い込み等によるものがある。封じ込めとは、アスベスト含有建材に薬剤を吹き付け、固めるものであり、また、囲い込みとは、アスベスト含有建材を板状の建材等で覆うものである。

① 大防法による規制

大防法においては、建築物等の解体等工事について、主に次のような規制措置が設けられている。

i 事前調査

建築物等の解体等工事を施工する事業者(以下「事業者」という。)は、大防法第18条の17第1項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物等におけるレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材(特定建築材料)^(注6)の使用状況を調査しなければならない。

(注6) 大防法では、規制対象の建築材料を「特定建築材料」と定め、大防法施行令において、特定建築材料を、アスベスト含有吹付け材(レベル1)並びにアスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材(レベル2)と定めている。

ii 作業実施の届出

上記 i によりレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が明らかになり、アスベストが大気中に飛散するおそれのある解体等の作業(特定粉じん排出等作業)^(注7)を行う場合、当該作業を伴う工事(特定工事)^(注7)の発注者等は、大防法第18条の15第1項の規定に基づき、都道府県知事(以下「県知事」という。)に対し、原則として、当該作業開始の14日前までに作業実施の届出(以下「大防法に基づく届出」という。)を行わなければならない。

表1-⑨(再掲)

表1-⑩

(注7) 大防法及び大防法施行令では、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等の作業で、作業の場所から排出され、又は飛散するアスベストが大気汚染の原因となるものを「特定粉じん排出等作業」、当該作業を伴う工事を「特定工事」と定めている。

iii アスベストの飛散防止措置

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、大防法第18条の18の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「大防法施行規則」という。）第16条の4及び別表第7に定められた作業基準を遵守しなければならない。

なお、大防法では、アスベストの大気中への飛散防止を目的としているため、隔離養生^(注8)等しなくても、十分に湿潤化し、手ばらしによる除去を行えば、あまり飛散しないとされるレベル3のアスベスト含有建材については、特段の規制措置が設けられていないが、地方公共団体の中には、条例や要綱により独自に規制を実施しているものもみられる（後述項目2(6)参照）。

また、大防法による規制に係る事務は、大防法第18条の15等の規定により、都道府県（以下「県」という。）が行うこととされているが、当該事務が、大防法第31条第1項及び大防法施行令第13条により、政令指定都市（以下「政令市」という。）、特別区等へ委任されており、また、県の条例により市区町村へ委任されている場合もある。

(注8) 壁面や床等にプラスチックシート等を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付けること

② 安衛法による規制

安衛法においては、建築物等の解体等工事について、主に次のような規制措置が設けられている。

i 事前調査

事業者は、建築物等の解体等工事を行う場合、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物におけるアスベスト含有建材^(注9)の使用状況を調査しなければならない。

(注9) 大防法と異なり、レベル1及びレベル2に限らず、レベル3を含む。これはアスベスト除去等作業を行う労働者を保護する観点から、その破砕等により飛散したアスベストに労働者がばく露することを防ぐ必要があることによるものである。

ii 計画又は作業の届出

上記 i によりレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が明らかになった場合、事業者は、労働基準監督署長に対し、次のとおり、安衛法第88条第3項の規定に基づき計画の届出又は石綿則第5条の規定に基づき作

表1-⑩

業の届出（以下「安衛法に基づく届出」と総称する。）を行わなければならない^(注10)。

- ・ 耐火建築物又は準耐火建築物においてレベル1のアスベスト含有建材を除去する場合、安衛法第88条第3項の規定に基づき、除去の作業開始の14日前までに計画の届出を行わなければならない。
- ・ 計画の届出を要するもの以外のレベル1又はレベル2のアスベスト除去等作業を行う場合、石綿則第5条第1項の規定に基づき、事前に作業の届出を行わなければならない。

(注10) レベル3のアスベスト含有建材が使用されていた場合については、安衛法に基づく届出は義務付けられていないが、下記iiiのアスベストによるばく露防止措置（湿潤化等）を講ずることとされている。

iii アスベストによるばく露防止措置

事業者は、アスベスト除去等作業を行う場合、石綿則第6条、第7条、第13条等の規定に基づき、アスベスト含有建材及び作業の種類に応じて、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置、建材の湿潤化等の措置を講じなければならない。

なお、建築物等の解体等工事のうち、一定規模以上のものに関しては、アスベスト含有建材の使用の有無にかかわらず、工事の発注者等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工事開始7日前までに、県知事^(注11)に対し、工事の届出（以下「建設リサイクル法に基づく届出」という。）を行わなければならないこととされている。

(注11) 建設リサイクル法に基づく届出の受理事務等は県が行うこととされているが、当該受理事務等が、建設リサイクル法第46条等の規定により建築主事を置く市町村又は特別区へ委任されている。また、県の条例により市町村へ委任されている場合もある。

こうしたことから、県、政令市、特別区等（以下「県市」という。）及び労働基準監督署（以下「労基署」という。）において、アスベスト除去等作業が行われる解体等工事の把握のため、建設リサイクル法に基づく届出情報が活用されているケースもある（後述項目2(2)参照）。

（既存建築物におけるアスベスト使用実態調査とそのフォローアップ）

前述の「アスベスト問題への当面の対応」を受け、平成17年7月から、関係各省により、民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等、地方公共団体施設等における吹付けアスベスト等、主にレベル1のアスベスト含有建材の使用実態等に関する調査が開始され、その結果が同年9月から11月までにかけて公表された。さらに、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、関係各省において、上記調査の結果に基づき、吹付けアスベスト等の使用が明らかになった建築物等に関し、順次、その所有者等によるアスベストの飛散防止措置状況（吹

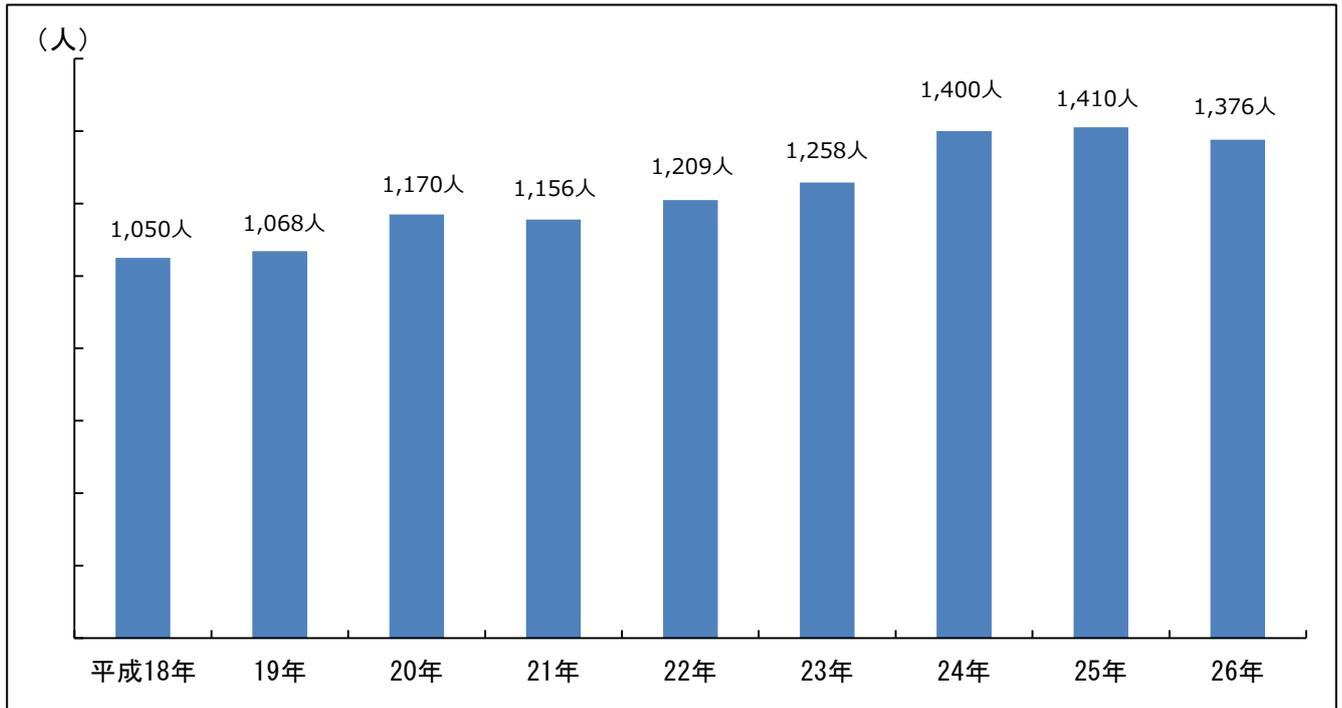
表1-⑫

表1-⑬、⑭

表1-⑧（再掲）

<p>付けアスベストの除去等) のフォローアップを実施し、継続的な把握をしているが、依然として、吹付けアスベスト等の使用状況が判明しないものやアスベストの飛散防止措置が未了のものがある。</p> <p>また、レベル2のアスベスト含有建材（保温材、断熱材及び耐火被覆材）については、これまでの上記調査において必ずしも調査対象とされていなかったが、その劣化によるアスベストの飛散性が近年確認されており、適切な対応が求められている状況にある^(注12)。</p> <p>(注12) 石綿則第10条は、従来、事業者に対し、その労働者（従業員等）を就業させる建築物に使用されたレベル1のアスベスト含有建材の劣化、損傷等により、労働者がばく露しないよう、当該建材の除去等の措置を講ずることを義務付けていたが、項目4(1)イのとおり、国土交通省の調査結果において、レベル2のアスベスト含有建材においても、その劣化による飛散性が確認されたことから、平成26年3月に石綿則が改正され、レベル2のアスベスト含有建材についても、その劣化、損傷等によるばく露防止措置の実施が義務付けられた。</p>	<p>表1-⑮</p>
---	-------------

表1-① 中皮腫による死亡者数の推移



(注) 厚生労働省の「人口動態統計」に基づき、当省が作成した。

表1-② 我が国のアスベスト輸入量の推移



(注) 独立行政法人環境再生保全機構の資料による。

表1-③ アスベスト含有建材の種類

区分	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト ・アスベスト含有吹付けロックウール ・アスベスト含有吹付けバークュライト ・アスベスト含有吹付けパーライト 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト含有断熱材 ・アスベスト含有保温材 ・アスベスト含有耐火被覆材 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のアスベスト含有建材（成形板等）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い

(注) 1 国土交通省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 レベルの区分は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(平成17年8月建設業労働災害防止協会)による。

表1-④ 民間建築物の年度別解体棟数（推計）



(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表1-⑤ 東日本大震災で被災した建築物からアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した例

○ 石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（平成23年6月30日基安化発0630第1号・環水大大発第110630002）（抜粋）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成23年6月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記1のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹き付けアスベストが露出した事例が確認されました。

（中略）

記

1 事例概要

(1) 事例1【建築物の解体中に飛散した例】

ア （略）

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成23年4月11日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4月26日から室内に落下したアスベストを清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表1-⑥ 「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9月29日改訂）（概要）

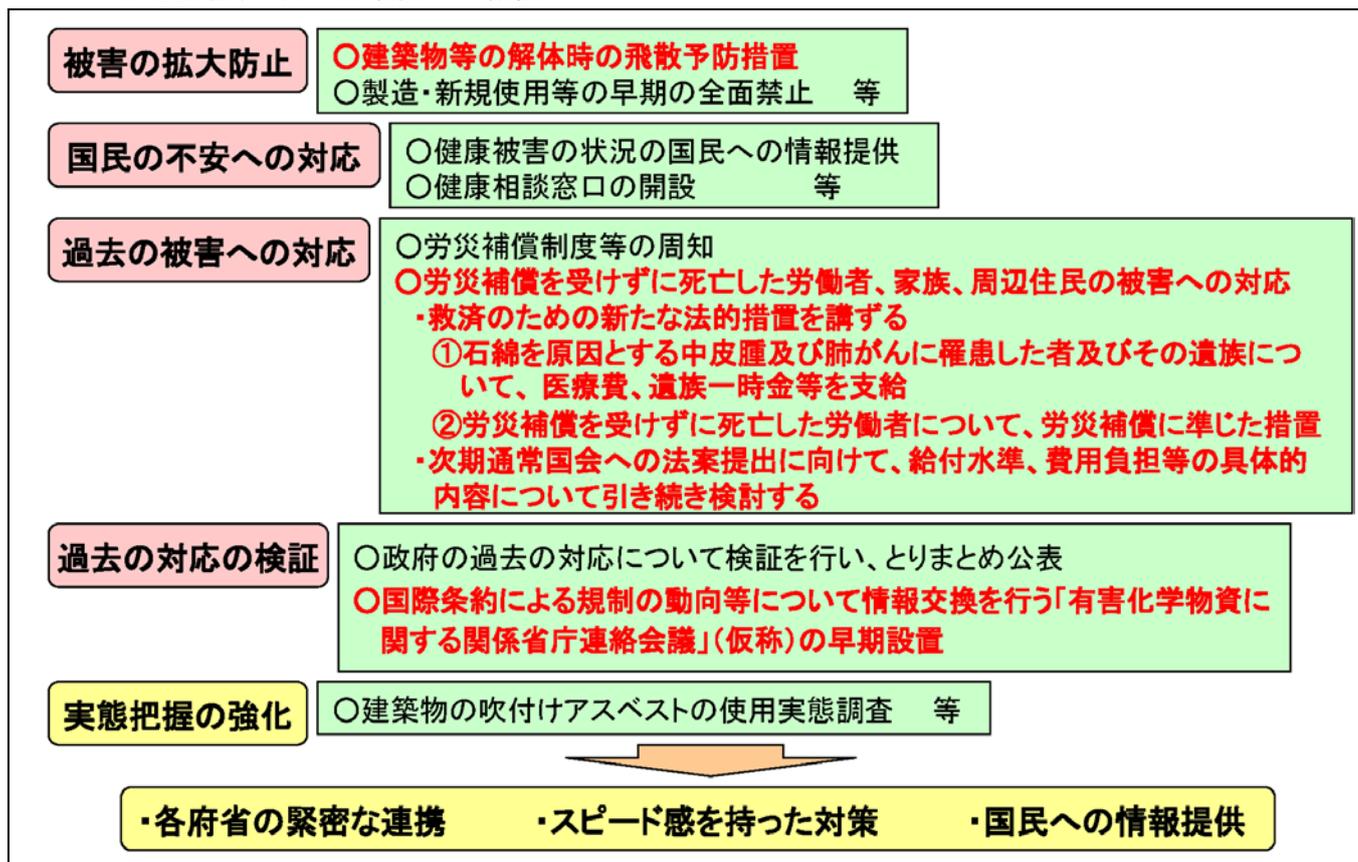


表1-⑦ 「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（概要）

1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算案額：388億円
18年度予算案額：93億円

救済新法の制定

- 「**石綿による健康被害の救済に関する法律案**」（仮称）を18年通常国会冒頭に提出

労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等

2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算案額：1,417億円
18年度予算案額：29億円

既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援
（**地方財政法改正**※）
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援
（助成措置の新設＋中小企業等を対象とした低利融資制度の創設）
- 吹付けアスベスト等の使用規制
（**建築基準法改正**※）

解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充
（**大気汚染防止法改正**※）
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進
（**廃棄物処理法改正**※＋税制上の措置の新設）
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

3 国民の有する不安への対応

18年度予算案額：4億円

実態把握・国民への情報提供

- 解体現場周辺の大気中濃度測定
- 室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
- 健康被害者の実態調査

健康相談等の対応

- 国民の健康相談への対応
- 健康管理手帳の交付要件等の見直し
- アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
- 一般住民の健康管理の促進

（注1）※は一括法（「**石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案**」（仮称））として18年通常国会冒頭に提出。

（注2）18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

（注3）18年度予算案額においては、施設整備等経費の交付金等（約1.4兆円）の内数となっているものについては含まれていない。

表1-⑧ 「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（抜粋）

2. 今後の被害を未然に防止するための対応

(1) 既存施設におけるアスベストの除去等

（中略）使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。

（以下略）

表1-⑨ アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等の禁止に関する規定

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 石綿

五～八 （略）

九 第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

第28条の2 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障のないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第3号において「石綿等」という。）を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあつては、前2号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

○ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（著しく衛生上有害な物質）

第20条の4 法第28条の2第1号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

○ 国土交通省告示第1172号（平成18年9月29日）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第2号の規定に基づき、石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料を次のように定める。

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第2号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの

（注） 下線は当省が付した。

表1-⑩ アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する大防法の規制に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（定義等）

第2条 （略）

2～11 （略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13・14 （略）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

七 特定粉じん排出等作業の方法

- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第18条の17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第26条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（中略）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 (略)

(作業基準の遵守義務)

第18条の18 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

- 2 (略)

○ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）（抜粋）

(特定建築材料)

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

(特定粉じん排出等作業)

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

(政令で定める市の長による事務の処理)

第13条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第17条第2項の規定による通報の受理に関する事務、同条第3項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第20条の規定による測定に関する事務、法第21条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見を述べることに係る事務、法第22条第1項の規定による常時監視及び同条第2項の規定による報告に関する事務並びに法第24条第1項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務

二～九 （略）

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（作業基準）

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりにする。

（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第16条の5 法第18条の17第1項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

別表第7（第16条の4関係）

<p>一</p>	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Z八122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
<p>二</p>	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化するこ</p>

	項に掲げるものを除く。)	と。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
三	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
四	令第3条の4第2号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑪ アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する安衛法の規制に関する規定

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（計画の届出等）

第88条（略）

2（略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4～7（略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五（略）

五の二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（中略）又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（中略）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七（略）

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）

（事前調査）

第3条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3（略）

（作業の届出）

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等

の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第1項第3号において同じ。)

三 前2号に掲げる作業に類する作業

2 前項の規定は、法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用しない。

(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)

第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 前条第1項第1号に掲げる作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものに限る。）

三 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

二 石綿等の除去等を行う作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。

三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること。

四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。

五 第1号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第2号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

六 その日の作業を開始する前に、第3号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前2号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第1号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第1項第1号又は第2号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

(保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第7条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第14条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第5条第1項第1号に掲げる作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものを除く。）

二 第10条第1項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第13条第1項第1号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）

2 特定元方事業者（法第15条第1項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第15条第1項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前

項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の使用の状況の通知)

第8条 第3条第1項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(建築物の解体工事等の条件)

第9条 第3条第1項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
 - 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）
 - 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
 - 四 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
 - 五 粉状の石綿等を混合する作業
 - 六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第14条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第1項第1号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。

- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。
- 3 労働者は、事業者から前2項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(立入禁止措置)

第15条 事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(石綿作業主任者の選任)

第19条 事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑫ 建設リサイクル法に基づく届出に関する規定

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（抜粋）

(分別解体等実施義務)

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 (略)

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 (略)

(対象建設工事の届出等)

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第2項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第46条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）（抜粋）
（建設工事の規模に関する基準）

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートルであるもの
 - 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートルであるもの
 - 三 建築物に係る新築工事等（法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が1億円であるもの
 - 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの
- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

（市町村の長による事務の処理）

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第10条第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による命令に関する事務
 - 二～六 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第149条第1項各号に掲げる建築物等（同項第2号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。
- 4 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-⑬ 「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（抜粋）

2. 実態把握の強化

○吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表（国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省等）

公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。

調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。

なお、調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物については、飛散防止のための措置の状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。

ア. 民間建築物、公共住宅等（国土交通省）

- ・7月7日以降、順次都道府県等を通じ調査を開始した。（9月29日に中間調査結果を公表）

イ. 国の機関の建築物（各府省（国土交通省とりまとめ））

- ・7月29日、各府省において調査を開始した。（9月29日に調査結果公表）

ウ. 学校施設等、病院・社会福祉施設等（文部科学省、厚生労働省）

- ・学校施設等につき、調査を開始した。（7月29日、都道府県教育委員会等に対し通知。11月までに調査結果公表。9月29日、中間報告の結果を公表）
- ・病院・社会福祉施設等につき調査を開始した。（8月1日、都道府県等に対し通知。11月までに調査結果公表）

エ. その他の公共建築物（関係省庁）

- ・地方公共団体所有の施設における使用実態調査を実施する。（8月10日以降、調査を実施。11月までに調査結果公表）

表1-⑭ 各府省における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施状況

区分	民間建築物	学校施設	病院	社会福祉施設等	地方公共団体施設		
所管省	国土交通省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	総務省		
直近公表時期	平成27年7月	平成28年1月	平成24年3月	平成27年6月	平成22年7月		
対象建築物	種類	民間建築物	国公立私立学校等	大学病院を除く全ての病院	保育所、特別養護老人ホーム等	地方公共団体所有建築物 <small>(注2)</small>	
	施工時期	昭和31年～平成元年に施工されたもの	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	平成8年度以前に竣工した建築物	
	面積	1,000㎡以上の建築物	指定なし(全て)	指定なし(全て)	指定なし(全て)	指定なし(全て)	
対象建材	吹付け材	アスベスト	○	○	○	○	
		ロックウール	○	○	○	○	
		パーミキュライト	—	○	○	○	—
		パーライト	—	○	○	○	—
	折板裏打ち石綿断熱材	—	○	○	○	—	

(注) 1 各府省の資料に基づき、当省が作成した。

2 地方公共団体が所有する施設のうち、学校施設、病院及び社会福祉施設等については、それぞれの施設等を対象とする各使用実態調査の対象となっており、これらを除いたものが調査対象とされている。

表1-⑮ 労働者を就業させる建築物等に使用されたアスベスト含有建材の除去等の措置に関する規定

<p>○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）</p> <p>第10条 <u>事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを</u> <u>発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2～4 （略）</p>

(注) 下線は当省が付した。